

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和5年4月12日（令和5年（行情）諮問第320号）

答申日：令和6年3月27日（令和5年度（行情）答申第875号）

事件名：特定年における特定経済産業大臣の公用車使用記録の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成24年における当時の枝野経産大臣の公用車使用記録（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月27日付け20221011公開経第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、対象となる行政文書は、本来永年保存されるべきものである。もし、保有していない場合は、対象となる行政文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年10月5日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成24年における当時の枝野経産大臣の出勤簿・公用車使用記録。（2件分）」の開示請求を行い、処分庁は、同月11日付けでこれを2件の開示請求として受け付けた。

(2) 本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、経済産業省ではこれを保有していないため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

(3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和5年1月5日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し

開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。諮問庁は、当初版の審査請求書を同年2月1日付けで受け付け、修正版の審査請求書を同月8日付けで受け付けた。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、自動車運転日誌（平成23年度）及び自動車運転日誌（平成24年度）である。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書は、経済産業省では、文書管理規則上の保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とする原処分を行った。

4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が、経済産業省では本件対象文書を廃棄済みであり開示請求時点において保有していないため不開示とした原処分を取り消し、本件対象文書を改めて探索して開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、具体的に検討する。

- (2) 本件対象文書は、自動車運転日誌（平成23年度）及び自動車運転日誌（平成24年度）であり、定型的・日常的な業務連絡、日程表等に係るものであるところ、当該文書の保存期間については、当時の文書管理者が当時の経済産業省文書管理規則（平成23年4月1日）（以下「管理規則」という。）15条1項及び別表第1備考五に基づき1年末満とし、別表第2中2（4）により保存期間満了時は廃棄することが適当と判断した文書である。そのため、本件開示請求時点においては既に保存期間を満了し、廃棄済みであることから、経済産業省では当該文書を保有していない。

また、本件審査請求を受けて、改めて経済産業省の担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、経済産業省では、本件対象文書を開示請求時点において保有していないため、不開示とした原処分は妥当である。

5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年3月8日 審議
- ④ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書は既に廃棄済みであり保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、平成24年1月13日ないし同年12月26日（以下「特定期間」という。）に経済産業大臣であった枝野元経済産業大臣による公用車使用記録を求めるものと解した。

イ 経済産業省においては、関係法令の規定に基づき、自動車の運転状況を把握するために必要な事項を記録する日誌（以下「自動車運転日誌」という。）を作成している。特定期間における当該日誌が本件対象文書に該当すると考えられたため、担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

ウ 特定期間に有効であった管理規則15条によれば、文書管理者は、管理規則の別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書等の管理に関する法律2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとされているが、本件対象文書は、歴史公文書等に該当しない。本件対象文書は、管理規則の別表第1において保存期間が定められた類型の行政文書のいずれにも該当しないことから、担当部署の文書管理者の判断でその保存期間を1年未満に設定していたため、本件開示請求時点において、保存期間満了により既に廃棄されている。

エ 本件審査請求を受け、念のため、経済産業省の担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から管理規則の提示を受けて確認したとこ

る、その内容は上記（１）ウの諮問庁の説明のとおりであると認められる。上記第３の４（２）で諮問庁が説明する自動車運転日誌の性質も踏まえると、本件対象文書は本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されているとする、上記（１）ウの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、上記（１）エの探索の範囲についても、特に不十分とはいえない。

したがって、経済産業省において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美